

不動産鑑定業者の登録(変更)

令和8年4月～

[手続対象者]

滋賀県知事登録の不動産鑑定業者で登録事項（名称または商号、役員、事務所の所在地・名称、専任の不動産鑑定士など）に変更があった方

[根拠規定]

不動産の鑑定評価に関する法律第27条

[提出時期]

変更があったとき遅滞なく

[手数料]

なし

[提出方法]

電子申請の場合：「しがネット受付サービス」に必要事項を入力

書面申請の場合：提出書類一式（1部）を郵送または来庁にて提出

[提出先]

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係

[提出書類]

変更事項に応じて、下記のとおり

※下線の書類は、所定の様式によるものです。

変更事項	必要書類
法人の代表者・役員の変更 (就任)	・ <u>登録申請書(変更)</u> ・ <u>法第25条各号に該当しないことを誓約する書面</u> ・ <u>登録申請者(役員)の略歴書</u>
法人の代表者・役員の変更 (退任)	・ <u>登録申請書(変更)</u>
専任の不動産鑑定士の変更 (就任)	・ <u>登録申請書(変更)</u> ・ 法第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面 ※専任の不動産鑑定士の辞令等

	<p>※登録申請者（法人の代表者）が専任の鑑定士の場合は不要</p> <p>・ <u>事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書</u></p>
専任の不動産鑑定士の変更 （退任）	<p>・ <u>登録申請書（変更）</u></p>
事務所の新設	<p>・ <u>登録申請書（変更）</u></p> <p>・ 法第 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面 ※専任の不動産鑑定士の辞令等</p> <p>・ <u>事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書</u></p>
事務所所在地の変更	<p>・ <u>登録申請書（変更）</u></p>
名称または商号の変更	<p>・ <u>登録申請書（変更）</u></p>

※このほか必要に応じて登記事項証明書を求める場合があります。

【本件に関するお問い合わせ先】

滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係

（〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁本館 3 階）

TEL 077-528-3417

FAX 077-528-4840

E-mail tochitai@pref.shiga.lg.jp